

三世代ファミリー同居奨励金（概要）

石川県白山市

三世代での同居を新たに始めるために、白山市内で新築住宅の建築または購入した方、既存住宅の増改築または改修を行った方に、奨励金を交付します。

※もともと三世代で同居している場合は、制度の対象となりません。

※白山市の各種定住奨励金との併用はできません。

三世代とは…子ども（18歳未満。お腹の中の子どもを含む）、親、子どもの祖父母（どちらか一方の場合も含む）

1. 対象となる人（次の(1)～(3)いずれにも該当する方）

- (1) 新たに三世代での同居を始めるために、白山市内で新築住宅の建築または購入（以下、新築等）、増改築または改修（以下、増改築等）を行った人
- (2) 親子または祖父母世帯が住所変更（住民登録の変更）を行ったものであること
＊住民票の住所異動がともなわない場合は対象外。
- (3) 18歳未満の子どもがいること

2. 対象となる住宅等（次の(1)(2)いずれにも該当するもの）

- (1) 新築等に要した経費が100万円以上であること
- (2) 所有者（当該住宅の名義）が三世代同居を行う世帯員であること
- (3) 三世代同居を始めた日から前後6ヶ月以内に工事が完了していること

3. 奨励金額（次の(1)(2)のいずれか）

- (1) 新築等（基本額と加算額の合計額）

基本額	60万円
加算額（申請年度の4月1日時点を基準日として判断する）	
(a)若者世帯	20万円
(b)新婚世帯	10万円

 18歳未満の子どもの親いずれかが35歳未満
- (2) 増改築等

30万円

住宅ローン【フラット35】をご利用の方へ

白山市と住宅金融支援機構との連携により、
借入金利が一定期間引き下げる場合があります。
詳しくは定住推進室までお問い合わせください。

対象要件や申請に必要な書類についてはこちらから



4. 申請時期

住宅の新築等に係る工事が完了してから 6ヶ月以内

5. 必要書類等

- ① 三世代ファミリー同居奨励金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 請求書（様式第4号）
- ④ アンケート
- ⑤ 三世代の世帯員全員の住民票（三世代全員（親子世帯、祖父母世帯）分が必要）
＊住所変更後のもので、本籍・続柄の記載があるもの
- ⑥ 戸籍謄本（三世代のうち親子世帯分が必要）
- ⑦ 完納証明書（白山市役所2階 納税課で取得）

*前年1月1日の住所地が白山市外の方は、市税を滞納していないことの証明書または納税証明書（前年度分）を前住所地の役所で取得。

【注意】課税証明書ではありませんのでご注意ください！

※本人以外が納税証明書を取得する場合は、委任状の提出が必要です。

ただし、同一世帯の方が代理人となっている場合であれば委任状は不要です。

- ⑧ 工事請負契約書のコピーまたは売買契約書のコピーまたは工事等の代金の領収書のコピー
- ⑨ 建築検査済証のコピー（新築の場合のみ）
- ⑩ 工事前および完成後の写真（増改築等の場合のみ）

増改築やリフォームの場合、
工事前と工事後の写真が必要！

6. 手続きの流れ

申請者

白山市

工事等完了（住民票変更）

6ヶ月以内に

交付申請
+
請求書提出

必要書類（上記5）の提出

交付決定通知書を送付

書類受領
審査

交付決定通知&
奨励金の受領

①交付決定
②奨励金支払い
(2か月程度後)

奨励金の振込み

【問い合わせ先】白山市役所 企画振興部 シティプロモーション推進課
〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
TEL : 076-274-9511
FAX : 076-274-4991
Email : promotion@city.hakusan.lg.jp



対象要件や申請に必要な書類については、白山市定住推進室のHPをご覧ください。